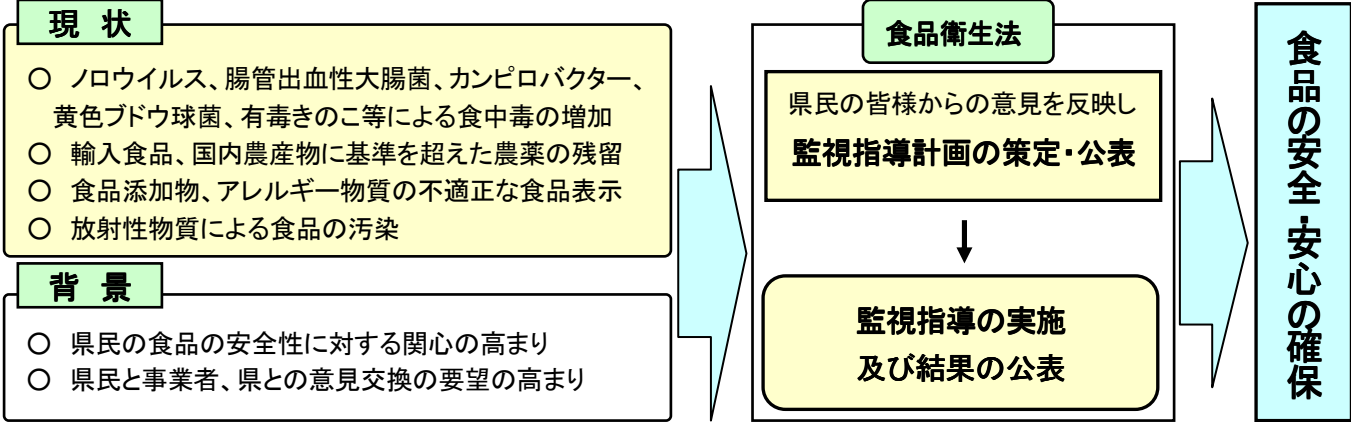


平成 26 年度長野県食品衛生監視指導計画の概要

(食品衛生法に基づく)

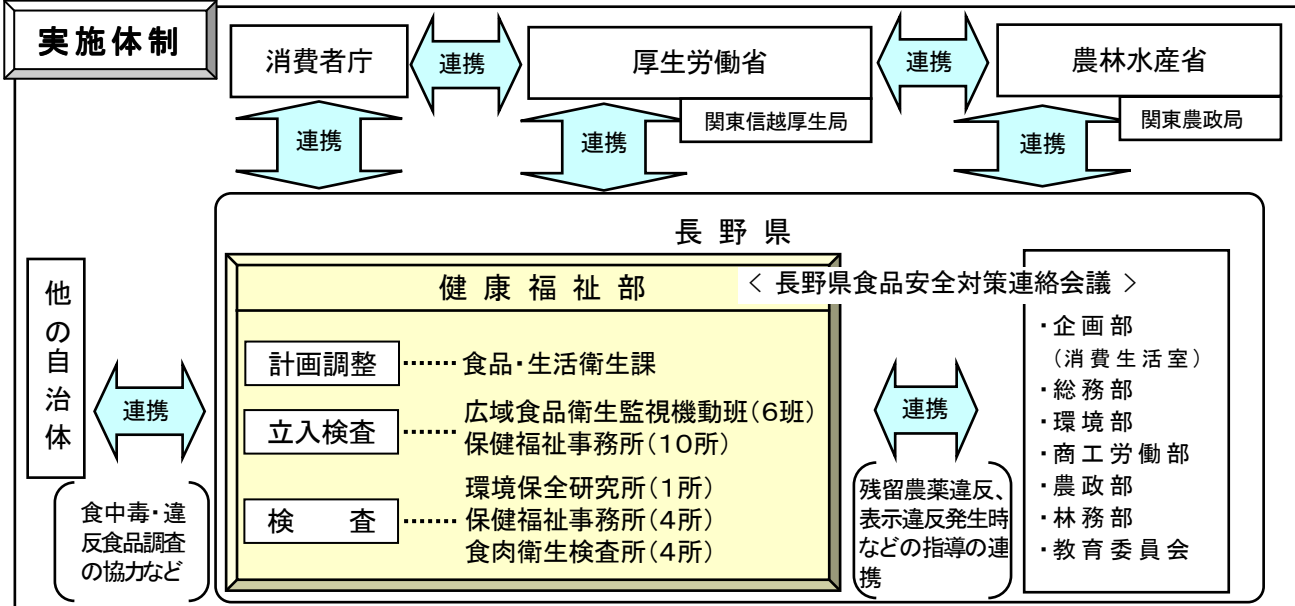
計画策定の目的



- 対象 : 県下全域(長野市を除く)
- 期間 : 平成 26 年(2014 年)4月1日から平成 27 年(2015 年)3月 31 日までの1年間
- 根拠法令 : 食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、長野県食品安全・安心条例

基本方針

- 【食品の安全を見守ります】**
 - 食中毒や違反食品の発生原因を反映した重点的な監視指導
 - 食品の県内流通の状況を勘案し、原材料から消費まで一貫した監視指導
 - 農政部など農畜水産物の生産者を指導する関係機関との連携確保
 - 表示関係法令所管部局との連携確保による適正表示対策
- 【衛生管理を支援します】**
 - 食品事業者が行う自主的衛生管理の徹底に向けた取り組みを支援
- 【県民と共に進めます】**
 - 県民との積極的な意見交換による県の施策への反映
 - 県民への迅速かつ正確な情報提供



具体的な取り組み

食
品
の
安
全
を
見
守
り
ま
す

重点監視指導項目

食中毒防止対策

- 冬季に流行するノロウイルス対策（ホテル、旅館等を監視指導）
- 腸管出血性大腸菌対策（漬物やカット野菜などを製造する施設、生食用食肉取扱施設、飲食店等を監視指導）
- カンピロバクター対策（鶏肉の取扱い等について、飲食店等を監視指導）
- 黄色ブドウ球菌対策（汚染及び増殖防止対策について、飲食店等を監視指導）
- その他の細菌性食中毒対策（飲食店、宿泊施設等を監視、水道水以外の水の衛生管理指導）
- 有毒きのこ対策（野生きのこ販売所に対する集中立入検査・講習会の実施等）

違反・苦情食品発生防止対策

- 過去に違反事例の多い菓子、そうざい等の製造業者に対し重点立入検査
- 適正表示、異物混入防止対策、製造基準の遵守等を指導

輸入食品対策

- 過去の違反事例を参考にした輸入食品の残留農薬、添加物等検査の実施

食品の放射性物質対策

- 流通食品の放射性物質検査の実施

施設への立入検査

【立入検査は食品の安全を確保するため重点的かつ効果的に実施】

○立入検査の体制

（実施者：保健福祉事務所及び広域食品衛生監視機動班の食品衛生監視員）

種類	対象施設	実施時期
通常立入検査	飲食店営業等の営業許可施設及び給食施設	年間
集中立入検査	観光地、野生きのこ販売所等	年間 野生きのこ（9～11月）
緊急立入検査	食中毒、違反食品等発生（疑い）施設	随時

○食品衛生監視員による立入検査計画件数

施設数	計画件数
50,601	21,130（内訳：飲食店営業 11,087、製造・販売業等 9,344、 集団給食施設 699）

（※すべての許可営業施設を対象に食品衛生推進員による巡回指導を行い、食品衛生監視を補完します。）

食品等の検査

【違反食品の発見、排除のため残留農薬、食品添加物などの検査を実施】

	検査内容（検査実施機関）	計画検体数※
県内で流通する食品等の検査	腸管出血性大腸菌、食品中の残留農薬、食品添加物（保存料等）、アレルギー物質、動物用医薬品、放射性物質等の検査（保健福祉事務所、環境保全研究所）	2,505（内訳：国産品 2,062、 輸入品 443）
食肉に関する検査	と畜検査（食肉衛生検査所）	家畜（牛・豚等）全頭
	TSE検査（食肉衛生検査所）	牛・羊・山羊

※計画検体数は、生乳の細菌検査、食肉のモニタリング検査を除く

衛生管理を
支援します

【食品事業者に対する自主的な衛生管理の促進、人材の養成・資質向上】

- 自主管理体制強化のための支援及び食品衛生推進員による巡回指導・助言の実施
- 高度な食品の安全性を確保するため、HACCPシステム導入の普及・啓発
- 長野県食品安全・安心条例に基づく自主回収報告時の指導、自主回収情報の公表
- 食品事業者、食品衛生推進員に対する研修の実施
- 食品衛生責任者による従事者教育に必要な情報の提供

県民と共に
進めます

【県民との意見の交換及び県民への情報提供（リスクコミュニケーション）】

- 県民参加の意見交換：みんなの食品安全・安心会議、信州フードセーフティネット、食品衛生シンポジウム、県政出前講座、食品の生産・製造現場見学事業、食品衛生親子体験事業等
- 県民への情報提供：長野県公式ホームページによる情報掲載、食品衛生情報発信事業、どこでも食品衛生掲示板の実施、県政出前講座、県民対象の講習会等の実施
- 県民からの相談窓口：食品衛生相談窓口、きのこ中毒防止のための野生きのこ相談窓口の設置
- 県民への注意喚起：食中毒注意報の発令等